

編集後記

◇ いも類は栄養繁殖作物で容易に増殖が可能のため、新たに育成された新品種は種苗法に基づく品種登録を行い育成者権を取得し、第3者による無断増殖に対抗することが強く推奨されている。しかしながら、ブランド名等の商標登録の審査期間が品種登録の審査期間よりも短いため、品種登録がされる前に第3者によって商標登録がなされてしまい、品種登録の出願者が名称変更を余儀なくされるという問題が発生している。これが、いわゆる『商標追い越し問題』である。

このため、特許庁はこの問題に対応して「商標審査基準」を改定し、品種登録出願後に同じ名称で商標登録出願をし、当該品種の名称の品種登録を阻害することが明らかな場合にはその商標登録を認めないこととした。ただ、これは国内での審査基準であり、海外には適用されないので注意が必要である。

◇ 本号No.141では、特集として「いも焼酎の現状と展望」を掲載した。いも焼酎を中心とした第3次焼酎ブームがピークを迎えたのは、2000～2004年頃とされているが、それ以降もいも焼酎の人気は衰えず、現在、日本の成人一人当りの焼酎の年間消費量は清酒を追い越し、国民酒となったと言えよう。

しかしながら、いも焼酎の持続的な安定供給について課題もありそうである。課題の一つはいも焼酎用の原料サツマイモの安定供給である。2000年頃からのいも焼酎ブームを背景に、焼酎用サツマイモ生産量は順調に増加し、ピーク時の2009年には鹿児島、宮崎両県合計で24万トンに達したが、以後は生産農家の減少や高齢化等により減少に転じ、2017年には19万トンとなっている。このため、大規模な焼酎メーカーでは、サツマイモの契約生産や自社生産に取り組み始めているとのことである。今後とも原料いもの安定供給が不可欠となっている。

◇ 本誌が読者の皆様の手に届く頃、10月13日は「サツマイモの日」である。

このサツマイモの日は、「川越いも友の会」が広く公募して決定し、昭和62年に全国に宣言したものである。その由来は、全国的にサツマイモの旬は10月であること。また、江戸時代の「九里（栗）四里（より）うまい十三里」という有名な謳い文句から13をとり、10月と結びつけた等とされている。10月13日に川越の妙善寺ではいもの祭り「いも供養」が催される。また、本号No.141の通り、香取市では「栗源のふるさといも祭」が11月17日に開催される。大いにいもの季節を楽しんで頂きたい。

（鈴木 昭二）

いも類振興情報 第141号
2019（令和元）年10月15日発行

定価 1部 500円
年間購読料（季刊） 2,000円

発行 一般財団法人 いも類振興会
〒107-0052 東京都港区赤坂6-10-41 ヴィップ赤坂303
TEL 03-3588-1040 FAX 03-3588-1225
E-mail: imoshin@fancy.ocn.ne.jp
郵便振替 00130-1-110152

印刷 株式会社丸井工文社